

# 江戸城輪番勤務者の登城日数に関する数量的考察 — 詰衆を例として —

五十嵐一郎

はじめに

近世大名制において、半役職的性格を帯びていた詰衆には、その名称が表するが如く平日も交代で登城する、詰日と呼ばれる勤めが課されていた。すでに拙稿において触れてきたが、本稿ではこれまでの実態面に加え、勤務を完遂するために作成された詰日割という、いわば勤務シフト表の構造からも考察を加えることを試みる。その上で平日勤務である詰日を多面的に捉えるとともに、輪番で登城に当たる大名の姿をより鮮明にしていくことを目的とする。

## 一 役職者における登城日数とその比較

本項においては、寛政期に大目付の職に就いていた「安藤日記」を用い、そこに記載されている登城勤務者について、とくに大名役職者に着目したい。それにより非役の詰衆と役職者との比較を行う。「安藤日記」には、詰衆

と並んで当日勤務者として登城したと思われる人物の名前が記載されており、高家、奏者番、大番頭、小普請組支配、御留守居、御目付の各職を確認することができる。また、日記は二五三六日にも及ぶが、勤務者はほぼすべての日について記載されている。まずは詰日を勤めた者の中からその登城日数の多い者を対象に見ていくこととする。「安藤日記」上で名前を確認できる詰衆は延べ六三名を数えたが、そのうち誤記と思われる箇所も存在するため、そうした人物については対象外とする。この間最も多く詰日之者として日記に記載されているのは土屋但馬守で、その数は三二二日に達する。次いで井上河内守が二九四日、さらに板倉内膳正の二八五日、永井日向守の二八三日と続く。

表1に示される詰衆はほぼすべて記録の残る全期間を通して詰衆であったということではなく、土屋但馬守は寛政五年一月三日に詰日を勤めたのを皮切りに寛政一〇年六月一六日を最後にこの後は奏者番に就くことになったため、詰衆としては記載されず、代わって同年七月二日に今度は奏者番としての平日当番を勤めたことの記録がある<sup>3)</sup>。同様に井上河内守も寛政六年二月二日から詰日の記載が見られ、寛政一一年六月二日まで名前を確認することができる。

ここで、他の役職者がどうであったか考えてみたい。まず詰衆からも就任する傾向がある奏者番から考察していく。寛政五年正月から同一一年末までの記録のうち最も多く当番となっていたのは水野壱岐守で、その日数は二二九日であった。この水野家は江戸定府大名であり、参勤交代を行わないことから、登城勤務数も他の奏者番に

表1 寛政5年～11年までの登城勤務日数上位5名一覧

詰衆		奏者番		大番頭	
氏名	日数	氏名	日数	氏名	日数
土屋但馬守	312	水野壱岐守	229	堀内蔵頭	283
井上河内守	294	土井大炊頭	189	建部内匠頭	214
板倉内膳正	285	脇坂淡路守	177	小笠原近江守	202
永井日向守	283	稲葉丹後守	167	新庄駿河守	169
阿部駿河守	260	諏訪因幡守	153	堀田豊前守	165

国立公文書館内閣文庫蔵「安藤日記」より作成

比べて多いことは容易に想像できる。また年によってその数に多寡は見られるものの、寛政七、八年以外は年間約四〇日の勤番数となっており、毎月平均して三日〜四日程度勤めていたことになる（寛政七年五月二七日の勤番から同八年一月二二日の当番まで「安藤日記」からは平日勤番した様子は見られない。これには同八年一月七日の「年録」に「病後之御礼」のため登城したことが記録されていることから、おそらくこの間は病を理由に勤番を控えていたと思われる）。

ここでは水野壱岐守だけが突出した勤番数だった訳ではなく、順番に土井大炊頭一八九日、脇坂淡路守一七七日、稲葉丹後守一六七日、諏訪因幡守一五三日と上位五名は以上の通りであった。就任期間の違いや他の勤役との関係も考慮しなければならず、単純な比較はできないが、詰衆は奏者番にも似た登城勤務を行っていたという一面もうかがえよう。

次に大番頭の状況を見ていくことにしたい。大番頭は大名以外からも就任する役職であるが、ここでは比較のためにその日数を見ておこう。この期間、堀内藏頭の二八三日という勤番数を筆頭に、建部内匠頭二二四日、小笠原近江守二〇二日と二〇〇日以上勤番数を複数数え、次いで新庄駿河守一六九日、堀田豊前守一六五日、藤堂肥後守一六四日と一五〇日以上勤番者が六名という結果が得られた。

奏者番と大番頭の双方の登城勤務数上位者を見ると、若干の違いはあるもののその傾向として大きな差異は認められない。大番頭は一二番組編成となっており、その数は一定である一方、奏者番は例えば寛政五年の武鑑では一五名の名前を確認することができる。<sup>5)</sup>大番頭のほうがやや登城勤務数が多い傾向にあることの要因の一つには奏者番の当該期における就任者数が大番頭のそれよりも多かったことが挙げられるのではないか。これに対し詰衆は人数こそ多く存在していたものの、「兩人詰」「三人詰」という言葉があるように複数での勤務が常であったため、

表2 詰日数上位者の相詰回数上位者

土屋但馬守		井上河内守		板倉内膳正		永井日向守		阿部駿河守	
永井日向守	42	酒井修理大夫	47	青山大膳亮	43	三浦志摩守	44	大久保山城守	27
板倉内膳正	26	大久保山城守	34	増山河内守	38	土屋但馬守	42	板倉内膳正	26
久世隠岐守	23	朽木近江守	23	永井日向守	27	板倉内膳正	27	板倉伊予守	25
酒井修理大夫	20	板倉伊予守	22	阿部駿河守	26	青山大膳亮	26	青山大膳亮	24
間部若狭守	20	永井山城守	21	土屋但馬守	26	大久保山城守	24	井上河内守	19

国立公文書館内閣文庫蔵「安藤日記」により作成

その日数がこの二つの役職を上回る者もいたといえよう。このことは詰衆が役職として認識され得る条件を備えていた数字としても捉えておきたい。

## 二 詰日の組合せ

先述のとおり、詰衆は二、三名で詰日に当たることを常としたのであるが、こうした詰日を勤めた者同士は互いに相手を「相詰」と呼んでいたことも確認でき、詰日割によって明確に定まっていた。詰日割は詰日之者が参勤交代や個々の事情によって入れ替わる場合、すなわち詰日を勤める人員構成に変更が生じた際には更新された。

ここからはその組合せについて勤務数上位五名に絞って考えてみたい。まずは詰日の多かった人物から分析を試みる。土屋但馬守が勤めた三一二日のうちで最も多く相詰となった人物は永井日向守で、その数は四二日間である。次に多かったのは板倉内膳正で二六日間、その後は久世隠岐守二三日間、酒井修理大夫と間部若狭守がそれぞれ二〇日間であった。土屋は誤記による勤務者を除いた他の詰衆三七名のうち、実に三三名と相詰になっており、この間詰衆としてコンスタントに詰日を勤めていたことがうかがえる。

では、このとき土屋但馬守から見ても多く相詰となった永井日向守は、誰と相詰とすることが多かったのだろうか。永井日向守が詰日を勤めた数は全体で三番目に多

江戸城輪番勤務者の登城日数に関する数量的考察 — 詰衆を例として —

井上河内守	年月	土屋但馬守
	寛政6年8月	在府
		国元
在府	寛政8年12月	在府
	寛政7年6月	
	寛政7年8月	国元
国元	寛政7年12月	在府
	寛政8年6月	
	寛政8年8月	国元
在府	寛政8年12月	在府
	寛政9年6月	
国元	寛政9年8月	国元
	寛政9年12月	在府

図1 土屋但馬守と井上河内守の在府・国元滞在期間の比較

く、先述の通り二八三日である。このうち最も多く相詰となったのは三浦志摩守の四四日間で、土屋より二日間ではあるが多い結果であった。

二番目に詰日を多く勤めた井上河内守の相詰は酒井修理大夫四七回、大久保山城守三四回、朽木近江守二三回、板倉伊予守二二回、永井山城守二一回と続く。最も多く勤めた土屋但馬守の名前が上位に出てこないのは、両者の参勤交代の時期の違いによるものと思われる(図1参照)。というのも井上河内守は寛政七年六月三日の詰日のあとは翌年の六月一三日まで名前が見られず、さらにその翌寛政九年六月七日以降も詰日はなく、次に確認できるのは寛政一〇年六月一四日以降である。なぜならば井上河内守は六月を起点とした一年交代で参勤交代を行っており、これに対して土屋但馬守は寛政五年八月二九日から同一二月一六日まで名前が見られず、以降の年も九月から一二月中旬までは詰日を勤めた記録はなく、半年代の参勤交代であったため、両者が同時に詰日之者として勤めていた時期にズレが生じていることによるものと推測されるためである。

これによりこの両名が互いに相詰となり得る機会が寛政六年一二月〜同七年六月までの半年間と寛政八年六月〜八月までの二か月間、さらに寛政八年一二月〜同九年六月までの半年間ということとなり、寛政六年から九年まで互いに詰衆として詰日を勤めていたとはいえず、四年間で一四か月間しか接点がなく、結果的に見ても同じ詰日を勤めたのはわずか八回にとどまっている。ただしあくまでもこれは同じ日に詰日を勤めた数であり、詰衆には詰日以外にも一統出仕日とされる詰衆全員が登城対象となる日が他の大名よりも多かったため、接触の機会が少ないことを意味するものではない点は指摘しておきたい。ちなみに両者が相詰となったのは寛政六年二月二七日、同三月七日、同七年一月一四日、三月二六日、三月二七日、四月一四日、五月二七日、五月二八日である。これらを見ると、寛政八年以降には互いに相詰とはなっておらず、両者が詰日之者としての期間が重複していた寛政八年一二月

（同九年六月の間は一度も相詰となっていない。この点については検討する余地がありそうである。

### 三 詰衆の参勤交代

詰衆は毎年六月に参勤、または御暇となる一年交代の者と八月参勤・翌年二月御暇、あるいは一二月参勤・翌年八月御暇の半年代の者との大きく二つに分けられる。当時の大名の名鑑的役割もあつた武鑑には、各大名の参勤・御暇の時期も記されており、ここからも詰衆たちの参勤交代の時期を把握することができる。仮にこれらの分類されたグループを図で示すと図2の通りとなる。

この図からも分かるように便宜的に分けた各グループの構成人数がどれも同じだとすると、三つのグループが在府する一二月から二月の間に最も多くの詰衆が詰日を勤める状況にあるということになる。また基本的に図のグループIとグループIIの詰衆は互いに在府する期間が重複しないため、相詰となることはない。ただし病などを理由に御暇を受けずに在府していることもあり、例外的に年中詰日を勤めることも見受けられる（後述）。

このように見ると互いに相詰となるのは同グループ内で勤める者同士が回数を重ねるように感じられるのであるが、実態としては極端にはそうはならず、幾分かの傾向としてあらわれてくるにすぎない。これまでも見ている土屋但馬守の相詰上位五名について見ると、一年交代の者が四名、半年代が一名となつて<sup>6)</sup>いる。

寛政七年の詰衆を武鑑から拾ってみると、三三名が確認できる。このうち老中らの嫡子として登録されている者が二名いるが、彼らは詰日を勤めることはなかつたことから、ここでは対象から外して考えたい。つまりは残り三一名を対象にしておくこととする。



## 四 参府時の詰日割入れ

ここからは国文学研究資料館所蔵の「常陸国土浦 土屋家文書」を史料として、寛政期の日記の約九年分の中から得られた詰日割一三八通を対象に分析してみたい。

全一三八件の詰日割が発された契機の内訳を見たところ、割入れ、即ち当勤之衆（詰衆内で詰日を勤められる状況にある者をいう）が増員したことによるものが七一件、逆に除名による減少となったのが五三件、増減は見られないが詰日割が廻状に添えられて順達されたのが一三件、直前に発給された詰日割に不備があったため、改めて作り直されたケースが一件という結果が得られた（ここでは指摘するだけにとどめるが、寛政五年六月一日、詰衆の中から御暇を受ける者がいた。国会図書館の「年録」には酒井修理大夫、間部若狭守、土井能登守、牧野周防守と内藤大和守の名前を確認することができる<sup>7)</sup>。その一方で土屋但馬守の日記には「一内藤大和守病氣二付不被致出仕、依之御暇之義無之候」とあり、翌月二八日に御暇を受けたことになっている<sup>8)</sup>。このとき一八日のうちに「先刻於 殿中申談候詰日割之内、内藤大和殿名前相洩候二付、同人名前書加、詰日割並助順・急助順相廻候」と一日で二度の詰日割が出されている<sup>9)</sup>。土屋の日記では出仕していないことになっている一方で、「年録」では御暇を受けたこととされている。「年録」の七月二八日条にはやはり内藤大和守が「初而御暇<sup>10)</sup>」となっていることから六月一八日の「年録」の記事は誤りであろうか。

それでは、詰衆が当勤之衆として勤務に復帰した場合の七一件について詳しく見ていく

表3 詰日割改正理由

理由	件数
割入	71
除名	53
増減なし	13
不備	1

国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」により作成

ことにしたい。割入れとなる要因としては先にも挙げたように定期的なものと不定期的なものに分けることができる。

定期的要因は参勤した者が詰日を勤められる状態にあつて、その旨が当勤之衆へ廻状を通じて周知された場合がある。先述の通り詰衆が参勤を行うのは六月、八月、一二月の年三回、六月は一年交代の者が対象で、八月、一二月は半年代の者が該当する。また、通常の参勤以外にも同様の形式としては、日光への代参等を担った者がその役目を終えて帰府した後、詰日の勤めを再開する事例が四件確認できた。日付としてはいずれも四月二〇日前後であつた。これら四件とも異なる人物が日光―江戸間を往復している。

ここではその日光代参の該当者がどのようにして既存の当勤之衆へと割入れられていったかを検討したい。このときの視点として、割入れられる詰日割の箇所に着目してみる。つまり割入れられる箇所というのは詰日割が發せられる日付の何日目に詰日を勤めることに指定されているかを見ていくことである。

寛政三年四月二〇日、牧野内膳正が日光祭礼奉行の役を終えて帰府した。このとき牧野内膳正には廻状到来の翌々日に詰日が設定されている。補足となるが、これより前の同月一〇日には牧野内膳正からの廻状として、このたび日光への御暇を受けたので、詰日と助の勤めが難しくなつたこと、および帰府した際には再度その旨周知させることを記した廻状が發された。<sup>11</sup>同日は一統出仕日に当たつており、詰日割の見直しがなされているが、ここに牧野内膳正の名前は見られない。<sup>12</sup>牧野が日光へ向かうのは一七日とされているのであるが、御暇を受けたという廻状が達せられると即座にこれに対応した詰日割を發している。詰日が断られたり、その勤務が難しいと周知されたりした場合には、すぐにそれへの対応を済ませた詰日割を作成したものと考えられる。

他の件も細かく見たところ、結果から述べると、四件中三件で詰日再開の廻状が順達された日から二日後、つま

表4 詰日割入理由

割入理由		件数	割合
定期的	参勤	15	21.2%
	帰府	4	5.6%
不定期的	快復	32	45.0%
	忌明	15	21.2%
その他		5	7.0%

国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」により作成

りは詰日割での第二日目に割入れられていて、残りの一件も詰日割に記載される三日目に割入れられていた。ここからまずは日光から帰府して詰日の勤めを再開するときは廻状到来の翌々日（もしくはそれ以降）とされていたと仮定しておきたい。これは参勤後における詰日の勤めについても同様なのではなからうか。

次に六月、八月、一二月の定期的に行われる参勤の例を検討する。表4は土屋但馬守の日記から知り得た割入理由とその件数を調べたものである。土屋但馬守は八月御暇、一二月参勤の半年代の大名であるため、八月中旬から一月中旬までの殿中の様子を細かく知ることは難しいものの、一定期間の傾向を把握することは可能であろう。

定期的に行われる割入れは一五件を確認できた。この一五件に関与したのは延べ三四名。ほとんどの場合複数の人物が同じ日に参勤を行い、そのまま詰日の勤めも再開していた。参勤した三四名について、先の日光から帰府した者と同様の視点から、どのようにして既存の当勤之衆へ割入れられたかを考えていくと、次の表5の数字が得られた。

最も多かったのが参勤の御礼を行って当勤之衆へ告知を終えた翌々日（二日後）に詰日を勤めるように割入れられている事例であった。それに次いで三日後に詰日を勤めるれている者が一二人おり、この場合それまでの当勤之衆と新たに参勤して詰日を勤めることになる者とを合わせると、その数が二〜一五名になっていた。以上のことから参勤した直後から詰日を勤められる状況にある場合には、基本的に廻状によって周知されてから二日後が最初の詰日となるように割入れられ、当勤之衆が多数存在する時にはそうした制限はなく、むしろ三日目以降の割入れとなるように取り決められていたとい

表5 参勤時における詰日再開に伴う詰日割割入箇所の割合

翌日	翌々日	三日後	四日後以降
2名 5.9%	15名 44.1%	12名 35.3%	5名 14.7%

国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」により作成

うことができよう。

さらにそれとは別に、参勤者が三日目以降での割入れがなされているときは、その前日（つまりは廻状到来の翌々日）が紅葉山参詣等の一統出仕日に当たっており、これを避けて割入れていたようにも捉えることが可能である。

いくつか例を示すと、寛政三年七月二十八日、本多伯耆守が参勤して詰日を勤めることになった結果、当勤之衆は七名になった。<sup>13)</sup>このとき翌日は平日であり、翌々日の八月一日は八朔の行事があつて詰衆は一統出仕日となる。ここで作成された詰日割で本多伯耆守が割入れられたのは三日後となっており、翌々日の一統出仕日避けての割入れと思われる。

また寛政四年二月二五日、この日は土屋但馬守と久世隠岐守とが半年代の参勤となり、当勤之衆として割入れられることとなった。<sup>14)</sup>この二名も含めた当勤之衆は一二名。翌々日の一七日はすべての詰衆に対して紅葉山参詣が求められており、二人揃つてこちらも三日後の割入れとなつてい

る。  
 それでは一統出仕日が連続していた場合にはどのような対応をとっていたのであろうか。それを最もよく表しているのは寛政七年六月一三日において、翌一四日は平日、一五日が不時御礼、一六日が嘉定祝儀と二日連続して一統出仕日となっている期間での割入れである。<sup>15)</sup>一七日が平日になつているため参勤してきた詰衆らが詰日を勤め始めるのはこの日からで、このとき三名が参勤しており、永井日向守が一七日から、板倉内膳正と三浦志摩守が揃つて一八日からの詰日が割当てられている。これにより一統出仕日が翌々日から連続している場合の詰日割入れは、翌々日からさらにもう一日後の平日に割入れられるようにしていたものと考えられる。

これらの事例からは、あくまでも一統出仕日は詰日としてのカウントはしない性格のものとしての認識が強かったといえよう。そのため土屋の日記から見られるように一統出仕日に詰日之者でなくても、詰日割で予定されている詰日之者（これを本詰と称している）が何らかの理由で欠勤となったとき殿中に登城した者が、詰日心得と称して詰日之者の代役と化していたことも関連しているといえる。

さらには寛政八年二月一五日、この日も土屋但馬守、久世大和守、阿部播磨守が参勤の上、詰日を勤めることになった。翌々日の一七日には、先ほどと同様にすべての詰衆に対して紅葉山参詣が予定されており、参勤した三名が割入れられたのは土屋と久世が三日後、阿部が五日後とされた。

以上四つの事例を見ると、やはり翌々日が一統出仕日となっていたため、それ以降の最初の平日を詰日に割り当てることを基本としつつ、当勤之衆が多く存在していれば、この枠組みから外れることもあつたと捉えられよう。とくに毎年六月の参勤交代期には、わずか数日の差ではあるが参勤者と僅か数日後に御暇を受ける者が同時に当勤之衆となつているタイミングがあるため、瞬間的に当勤之衆の人数が多くなる。このときに作成される詰日割は、参勤者を翌日の詰日へ割入れたり、四人詰の組合せが見られたりと、先述の事例から逸脱している例も見受けられる。

## 五 病等からの復帰時の詰日割入れ

ではここからは最も件数の多い不定期的要因による詰日割入れの方法について分析を試みたい。土屋の日記中で確認できる不定期的要因による割入れは前掲表4からも分かる通り四七件で、そのうちの七五%ほどは病や体の痛

表6 病等からの詰日復帰における割入れ箇所

翌日		翌々日		三日後以降	
23件	71.9%	8件	25.0%	1件	3.1%

国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」により作成

みなど、体調不良を訴えて詰日の勤めを断っていた者が快復して、その勤めに復帰するパターンである。これは三二件記録されており、その特徴を探っていききたい。  
 ここでも注目するのは快復宣言後に出される詰日割において、その者が何日目に割入れられているかという点である。

表6の結果から述べていきたい。先ほどまで見ていた定期的要因による割入れ箇所の割合とは異なる数字を示していることがわかる。参勤後に最初の詰日として割り当てられていたのは廻状到来の翌々日で、半数近くがそうであり、翌々日が一統出仕日であった場合、それを避けていたことを考慮すれば、参勤後の最初の詰日は回状到来の翌々日として取り決められていたと推察できるのに対し、病等の不調からの復帰では七割強が翌日から詰日を勤めるように割入れられていた。では

翌々日が詰日とされている事例はどのような理由からであろうか。同じく土屋の日記から拾っていくことにしたい。

翌々日が詰日とされている事例の八件中七件において共通した現象が見られた。それは先の参勤による詰日の勤め始めと同様に廻状到来の翌日は一統出仕日であった。一統出仕日を選避ける平日への割入れは病等の快復からの勤務再開であっても共通していたと思われる。三日後の割入れとなる一件では、これが文言として残されている。<sup>16)</sup>  
 一般的な詰日割の例示としての意味も含め、ここで取り上げたい。

一 朽木隠岐守今日々出勤二付、戸田因幡守詰日割・助順・並急助順書付添廻状到来、土井能登守到来、牧

野内膳江差遣候事

廻状	戸田因幡守
詰日割・助順並急助順書付添	

朽木隠岐守疇積快ニ付今日より出勤、詰日・助共可被相勤旨廻状致到来候、依之詰日割・助順並急助順書付  
 壹通相廻候、尤同人詰日割入之義、明朔日出仕日、明後二日琉球人登城之由、左候得者一統出仕日兼而申合  
 之通、両日相除翌三日夕割入申候、思召無御座候ハ、廻状御順達、留之從御方御返却可被下候、以上

十一月晦日 戸田因幡守

(中略)

十二月小

間若狭守 修理大夫

朔日 能登守 二日 自分

内膳正

隱岐守 下野守

三日 因幡守 四日 山城守

石若狭守

(後略)

まず着目したいのは「今日夕出勤」となった直後に詰日割が作成されている点である。詰日の勤務に復帰できる

状態が周知されれば即時に対応を行っており、病からの復帰と雖も、病み上がりを考慮するような状況は見られない。逆をいえば、すぐに詰日を勤められる状態にまで快復しない限りは復帰して詰日を勤められるという宣言はしなかつたという事もできる。またここで注目しておきたいのは朽木の割入れについて戸田が説明を加えている点で「朔日出仕日、明後二日琉球人登城」のために一統出仕日に当たり、これらは「兼而申合之通」り、これらの日を除いた「翌三日」から割入れられている。この日は十一月晦日であるため、翌日は朔日であり、毎月朔日は詰日にかかわらずすべての詰衆が登城する一統出仕日に当たっている。その翌日の十二月二日もまた琉球人が登城することににより一統出仕するよう事前に通知がきており、二日続けての一統出仕日となる。戸田はこの両日には朽木を割入れない判断を下している。つまりは、新たに当勤之衆となつた場合、本来ならば廻状が届いた翌日が詰日になるように割入れた詰日割となるところ、一統出仕日を理由に回避しているのである。しかも、この一統出仕日と避けることは「兼而申合」わせた通りであり、このことから詰衆内において詰日割に割入れるときには一定の約束事があつたといえる。その一つがここでいう一統出仕日を避けて割入れるということであろう。

ここでは何故一統出仕日を避けていたかは明らかにされていないが、先述の通り一統出仕日はどの詰衆も登城の対象となり、それが詰日に当たっていた場合にも詰日心得として認識されていたことと関連があろう。そのことから、一統出仕日における詰日とは誰もが出仕しており、その点においては誰が詰日として勤務しているかの分別はそれほど重要視されていなかったと思われる。あるいは平日勤務という詰日の勤めを詰衆内で均等に勤務するように、何れかのみが詰日を多く勤めたり、逆に少ない詰日にしかならなかつたりすることをできるだけ避ける仕組みであつたとも考えられる。ただしこれまで見てきたように、詰衆におけるその平日勤務数の実態は区々であり、日数の面ですべて平等な勤務実態とはなっていないなかつた様子がうかがえた。体制としては平等さを備えつつも実質的

には個人差が生じていた。

このほかの事例からもさらに検討を加えたい。これより後寛政三年一月一四日に酒井修理大夫より詰日の勤めに復帰する廻状が順達された。<sup>(17)</sup> 酒井は前年の一二月二二日に病を理由に詰日を断る廻状を差し出しており、二二日間の休養を経ての復帰である。ここでは酒井の割入れについて先の戸田による説明のような文言は記載されていないが、酒井の割入れは廻状到来から翌々日とされていて、この場合も翌日が一五日であり、詰衆における毎月の一統出仕日のうちの一つに当たるため、これを避けての割入れと捉えられよう。<sup>(19)</sup>

廻状到来の翌日に割入れられている例としてはその後の松平備前守の復帰から見る事ができる。このとき松平備前守がいつから詰日を断っていたか確認することはできなかったが、一二月二五日に詰日を勤められる状態に快復したことが告げられ、<sup>(20)</sup> 当日中に戸田が詰日割を改正し、詰日之者へ周知させている。<sup>(21)</sup> そのときの詰日割を見ると松平備前守の詰日は廻状到来の翌日に指定されている。<sup>(22)</sup> 土屋但馬の日記からも二六日が一統出仕日であったという記載は見られないため、先の朽木隠岐守復帰における戸田の説明から類推するならば、一統出仕日を除いた初日に割入れていると判断できよう。その後も病からの快復により詰日に復帰する例を見ていくと、やはり一統出仕日を除いた初日に割入れていることが確認できた。

以上のことから、病からの詰日勤務復帰では、その最初の詰日に当たっては一統出仕日を避けていたことが明らかとなった。これにより病からの復帰では翌日に割入れることが基本であったということができよう。

それでは不定期的要因の病等からの復帰に次いで多くの事例が確認できた忌明けによる詰日の再開について考えてみたい。土屋の日記から確認できる一五件を見ると、そのうち一三件が翌日への割入れとなっている。残りの二件を見ると、これまで見てきた例と同様に翌日が一統出仕日であった。これにより忌明けからの詰日勤務復帰によ

る割入れは廻状到来の翌日を基本とし、翌日が一統出仕日であれば、翌々日としていたといえる。

ここまでをまとめると、詰日の勤務を再開するに当たっては、どういった理由（事情）から復帰するかによってその割入れる日が定まっていたことになる。そこでは日光参詣からの帰府を含めた参勤の場合には翌々日、病や忌からの復帰の場合は翌日という大きく二通りの割入れ方があることが明らかとなった。ただし、どういった事情にせよ、その割入れ日が一統出仕日ならば、その日を避ける形で後に延ばしての対応をとった。これはこの時期であつた以前より詰衆内で取り決めていた申合において、一統出仕日を除いて割入れることが定められていたものと考えられる。これは一統出仕日という名の通り、詰衆が総じて登城することがいわば義務付けられていた日であり、その日が詰日に当たっている如何を問わず、詰日の勤めを果たしたならば詰日心得として勤務したことの代わりにもなつた。逆説的に言えばこの日の詰日は正規の詰日とは異なるものとされていたといえよう。

## 六 詰日割からの除名

続いて詰日割から名前が除外される場合を考えたい。これまでも指摘してきたように詰日割が改められる機会として、御暇、病等の不調、服忌によるものが挙げられる。まずはこの三要因を見ていく。先に見てきた参勤による割入れの対極にあるものとして御暇による詰日割からの除名がある。土屋の日記からも二月の半年代大名や、六月の一年交代大名の御暇を受けた姿を確認できる。さらに一つ指摘しておきたいのは大坂加番による御暇である。土屋の日記からは寛政四年の三浦志摩守、五年の板倉伊予守、八年の三浦志摩守と土井能登守、九年の内藤大和守の四例を見出すことができた。

まずは、このうち寛政四年の三浦志摩守について見ていくことにしたい。大坂加番として御暇が出されるのは七月のことであるが、幕府からはそれより五か月前に通達がなされる。このときは一月二八日に三浦は呼び出されて大坂加番を仰せつけられ、そのことを当勤之衆へ廻状にて周知させている。<sup>(2)</sup>

一三浦志摩守より之廻状、今夜四ツ時前到来、左之通

拙者義昨夕御老中連名之奉書到来、今日致登 城候処、当秋大坂加番、内藤右近将監代被仰付、難有奉存候、右之段為可得御意如此御座候

三浦志摩守は通常であれば子・寅・辰・午・申・戌歳の六月に御暇となるため、この年の六月半ばには同じく子・歳に御暇を受ける詰衆と同時に御暇となるところであるが、大坂加番を仰せつけられているが故に六月半ばには御暇とならず、七月一日になって大坂への御暇という形をとり、その場合にも詰日割が作り直されている。ほかに大坂加番ほどの期間ではないものの、日光への参詣に伴う詰日割からの除名があり、在府していない間は当然のことながら詰日の勤めを課されることはなかった。

次に病や服忌に伴う詰日割からの除名について触れてみたい。病などの不調、あるいは服忌を理由に詰日を断る際には、やはり復帰の場合と同様に廻状を送ってそれを周知させている。それによって詰日割が改正されるのであるが、この時の組合せの変更については、割入れのときに見られたように何らかの取り決めがあつての組み直しというものまで見出すことはできなかった。詰日を三人で勤める三人詰の班から一人が除名となるときにはあえて作り直すことはせずに、対象者の名前だけを除いて、他の組には手を加えずにそのまま継続して使用する例が見られる。寛政一〇年一月二〇日、阿部伊勢守が産穢のため除名されることになったが、ここでの詰日割において阿部伊勢守は土屋但馬守・大岡主膳正とともに三人詰の班である。前々日の一八日に大久保山城守からの体調が回復に向

かつたことが周知され、それにより詰日割が改正となつた上で、永井日向守から発給された<sup>(24)</sup>。そのわずか二日後の事態である。このとき永井日向守から「詰日割、伊勢守名前相除候迄二而居置候」との一文を入れた廻状が達せられることになる<sup>(25)</sup>。同じく同年二月一三日にも三浦志摩守の親類が亡くなり、当人より忌服之覚として翌日まで忌中期間となる廻状が届けられた<sup>(26)</sup>。これにより永井日向守からも廻状が出され、やはりその文面には「同人名前相除候迄二而是迄之通居置候」と詰日割を改めて作成することはなかつた<sup>(27)</sup>。上記二例では永井日向守によつて詰日割を改正せずに現行のものから該当者を除名するのみで対応していたが、これに一統出仕日が絡んでくると、割入れの場合と同様に「詰日割相直、酒井修理方廻状指出可申候処、今日者同席一統出仕日二付、於 殿中申談、同人忌明迄詰日割差支無之候二付、是迄之通詰日割居置申候」と同席衆での話し合いの上で取り決めたことが記録されている<sup>(28)</sup>。

本節の最後に寛政五年二月二七日に詰衆内においてなされた詰日出仕断に関する新たな取り決めについて紹介したい<sup>(29)</sup>。

一 病氣二而引込候節、日数縦四十日二および候ハ、御用番出仕断之義、両度申達候迄ハ不及出勤候事

但同席江断斗二而相済候出仕日之義ハ本文日数之内二何度有之候而も相除候事

一 右同断之節、御用番江出仕断之義及三度候ハ、日数ハ縦三十日餘二而も出勤之節者、御用番江可及直勤候事

但同断

一 右同断之節、御用番江出仕断之義及四、五度二および候ハ、日数ハ縦三十日二満不申候節ハ是又直勤直勤及申間敷候事

但同断

一惣而 御成ニ付而も届断等其数ニ不加候事

丑二月

不快之節日数ニ不拘、詰日五度迄ハ頼合可申候、或ハ頼合等出来不致候節者、助立ニ而も五度迄ハ詰日・助共ニ断申間敷候、五度頼合候而も未快無之候ハ、詰日・助共断之廻状差出可申候事

これは、それまで病氣等で引込となっていた状況からの快復時の対応が各人区々であったことから、互いの意識を統一させるために取り決められたものである。詳細は別稿を設けたいが、詰日・助詰・急助詰の断を發するには五回まで何等かの手段を講じてできるだけ断りとならないようにとの対応かと思われる。

## 七 詰日割の構造

詰日の勤務実態としては、これまでに見てきた通りである。詰日割に基づいた勤務だったとはいえ、それと実態との整合性は決して高い数値を示していなかった<sup>29)</sup>。しかし、だからといって詰日割を軽視することはできず、むしろその構造を掴むことでより詰日という平日の勤務を鮮明にできると思われる。そこで以下では土屋但馬守の日記に写し残されている一三八通の詰日割を、その構造面に焦点を当てて分析してみたい。まず目を向けなくてはならないのは詰日を何人で勤めようとしていたか、であろう。先に見た奏者番や大番頭はそれぞれ一五名程度、一二名という人員で回していたようであるが、こちらも実態としては病や忌などの諸事情により、それより少ない人数での当番・勤番であったと思われる。その実人数をここで示すことは難しいため、奏者番と大番頭については参考値と

してとどめておきたい。

表7（巻末掲載）は一三八通の詰日割をまとめたものである。表中の「組」とは兩人詰、三人詰あるいは四人詰の組がいくつ設けられていたかを、「当勤」欄は詰日を勤められる状況にある者（当勤之衆）が何名いたかを、さらに「型」は後述するが、当該の詰日割が一巡する間に何度詰日を勤めるよう定められているかを独自に類型化したもので、Ⅰ型は詰日割が一巡する間に一度だけ勤務する体系で、Ⅱ型は一巡する間に二日勤務するもの、▲印は上記のどちらにも当てはまらない特殊型である。また、兩人詰・三人詰・四人詰の各項目はそれぞれの組がどれだけの数で構成されていたかを示している。たとえば詰日割番号一番では兩人詰が二組、三人詰が二組の計四組で構成され、その当勤之衆は（二（人詰）×二（組））+（三（人詰）×二（組））×1（Ⅰ型）＝10名となる。

写しとられた一三八通の詰日割をみると、一通当たりの詰日割に名前が記されているのは平均して九名ほどという結果が得られた。つまりは詰衆全体としては三〇名前後が存在していたが、実際に詰日を勤められる状態にあつたのは、その三分の一ほどであつたということになる。この数字を示す原因はすでに述べてきた通りで、そもそも在府していなければ詰日を勤めることはないので、参勤交代が課されている以上は武鑑に表れているすべての詰衆が一同に会することはない。また、各人の体調や忌服関係での出入りがあるため、勤められる人物はさらに絞られる。

それではもう少し詳しくこの平均九名という数を考えてみたい。詰日を勤められる状況にある者、即ち当勤之衆と称される集団は多いときで一五名にもなつた。この数字だけを見ると、詰衆全体のおよそ半数が詰日を勤められる状況下にあつた期間が存在していたかのように錯覚してしまうが、これには参勤交代のタイミングによる特殊な事情が隠れている。当勤之衆が一〇名を越えるような時期はある程度固まっています、一つには先述の通り在府して

いる詰衆が多くなる時期、即ち半年代の者の在府が重なる一月中旬から二月中旬までの間である。続いて最も多くなるのが六月の参勤・御暇の時期で、御暇を受けるよりも前に参勤者が詰日を再開する廻状を差し出すことにより、瞬間的にはあるが当勤之衆の人数が最大値をとることがある。ただし注意しておきたいのは最大数となった数日後には、御暇を受けて江戸を発つ者が出るため、最大数を示した詰日割が長く運用されることはなく、まもなく詰日割は改正される。そうしたことが意識されていたためか、この六月参勤時に作成される詰日割には、他の時期にはない割り当て方も見られる。

そのうちのひとつとして通常は二名で勤める兩人詰や三人で行う三人詰が基本であるのに、四人詰となる組が設けられていたり、一通の詰日割の中では特定の人物が偏った日数を詰めることがないように誰もが平等な配当となっているのに対し、他の人物が二日勤めるところを三日勤める人物がいることにされていたりと、御暇となることにより効力を失うことを見越して作成しているように感じられる面もある。当然この場合には御暇を受ける者がいて詰日割が改正されるであろう日以降について顕著となる。

例えば寛政三年七月二六日に久世隠岐守が体調不良となり、以後の詰日を断る事態となった。<sup>39</sup> その結果、永井日向守から差し出された詰日割をみると、表8のようになっていた。

このときの当勤之衆は阿部伊勢守・土屋但馬守・増山河内守・三浦志摩守・永井日向守の五名。詰日割では翌日の二七日から来月朔日までの割り当てとなっている。五名で勤務をこなすため、二名で一組となった班を五つ示して、一つのサイクルで全員が二日ずつ勤めるような詰日割が作成されるのが他でも見られる一方で、ここでは四日後の来月朔日までしか記されていない。このため仮にこのままの詰日割で来月二日以降も運用されるならば、二日は再び伊勢守と但馬守の兩人詰で勤めることになる。しかしここでは二八日が月次の一統出仕日となっているた

表8 寛政3年7月26日作成の詰日割

寛政3年7月26日付 詰日割	27日		28日		29日		朔日	
	伊勢守	但馬守	志摩守	河内守	伊勢守	日向守	河内守	但馬守

国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」により作成

め、そこで当勤之衆が話し合つて詰日割が改正されることを見込んでいたものと思われる。実際には二八日には一統出仕日であると同時に本多伯耆守が参勤の御礼を行い、詰日を勤めることになつたため、詰日割は改正されている<sup>34)</sup>。その詰日割は八月二日からのものとなつており、先に出されたものからそのまま日程を引き継いで、二七日からを通して見ると誰もが均等に勤めるようになされている。

また参勤交代とは絡んでこないが同様の例として、寛政四年二月二〇日、本多伯耆守が産穢のために詰日を断ることとなつた<sup>35)</sup>。それに伴う改正では本多伯耆守は二六日までが忌み期間のため、それまでの割り当てを記したのものとなつている。ここでの当勤之衆は七名であり、二名ずつの組が六つの班で構成され、土屋但馬守だけがこの六日間の中で一日しか詰日を勤めないものとなつている。これもおそらくは二六日になれば本多伯耆守が忌明けとなつて復帰するため二七日以降についてはその際に改めて詰日割を作成し直すことを想定したものと思われる。実際にはこれが二六日まで使われることはなく、三浦志摩守が産穢のため忌中となり詰日割が改正されている<sup>36)</sup>。

さらにもう一つ不規則な詰日割を紹介したい。寛政四年四月二四日、土屋但馬守が日光名代の役目を終えて詰日を再開することになり、作成された詰日割は表9の通りとなつた<sup>37)</sup>。これを見ると一組に二名ずつが入り、それが四班で編成されている。しかしそこにある名前を確認すると、永井日向守と内藤銀次郎の二名は重複して詰日割に名を連ねている。一巡目の二五日から二八日まででは他の詰日割と変わりはない。だが、五日後の二九日に詰日に当たるのは四組一班なので、詰日割にある一組目の永井日向守と内藤銀次郎となりそうところ、二組目の牧野備中守と本多伯耆守とさ

表9 寛政4年4月24日作成の詰日割

寛政4年4月24日付 詰日割	25日		26日・29日		27日・5月朔日		28日	
	日向守	銀次郎	備中守	伯耆守	但馬守	銀次郎	日向守	志摩守

国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」により作成

表10 寛政4年4月24日作成詰日割における詰日勤務の疑定

日向守	25	28	(2)	(5)	(8)	11	(14)
銀次郎	25	27	1	4	7	10	13 (15)
備中守	26	29	(3)	(6)	9	(12)	
伯耆守	26	29	(3)	(6)	9	(12)	
但馬守	27	1	4	7	10	13	(15)
志摩守	28	(2)	(5)	(8)	11	(14)	

国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」により作成

表11 寛政4年4月24日急助願付付

寛政4年4月24日付 急助心得	備中守	但馬守	日向守	伯耆守	銀次郎	志摩守
	25	26	27	28	29	1
※筆者疑定	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)

国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」により作成

れ、翌五月朔日は三組目の土屋但馬守と内藤銀次郎となつてゐるのである。では詰日割で示していない五月二日以降はどのように詰めるものと解釈すればよいだろうか。土屋の日記から判断し、筆者による疑定の上での詰日割運用を示したのが表10である(表中( )内の日付が筆者による疑定)。

土屋は登城した際にはそれが詰日であるか一統出仕であるかといった記述や、詰日の場合の相詰が誰であつたかという点も書きとどめてゐる。土屋が詰日として登城したのは五月四日、七日、一三日とされ、一〇日も詰日とされていたが、実際には三浦志摩守と差替えていて、この四日間についての相詰はすべて内藤銀次郎となつてゐる。これにより表9にある詰日割の第三組目の班については維持されていたものと捉えられる。次に土屋の五月八日の記事から、翌日に割り当てられてゐる急助心得を内藤銀次郎に変更してもらつた旨の連絡を九日の詰日である本多伯耆守と牧野備中守に行つたとされる。これにより九日の詰日は本多と牧野であつたことが判明す

表 13 詰日割一巡内における二重氏名掲載件数

当勤之衆人数	件数
5	7
7	10
9	2

国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」により作成

表 12 兩人詰・三人詰・四人詰数

	件数	割合
兩人詰	463	76.1%
三人詰	142	23.4%
四人詰	3	0.5%

国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」により作成

る。さらに一日には三浦志摩守の「為返詰登 城」し、「相詰永井日向守」であったことから、三浦志摩守と永井日向守の組み合わせで、詰日割の第四組目の通りとなる。<sup>⑩</sup>

以上のことにより七日から一〇日までの詰日勤務予定者は当該詰日割の第二組目から第四組目を経て再び第二組目へと推移していったことになる。これを遡って二日から六日まで適用させると、表10の通りとなり、急助心得と照合しても各人が詰日と重複することはないため、四月二五日のみが特殊な組合せとなり、二六日以降は第二組から第四組にて輪番させていたと考えられる。

このように一見すると不規則な詰日割が作成されたようにも見受けられるが、それは一時的なものであり、やはり詰日割上はどの当勤之衆も等しい詰日となるよう配慮されていたということができよう。

このことに関連して一組当たり何人の詰衆が割り当てられていたか、つまりは何人詰で勤めることがどれだけ想定されていたかを考えてみたい。表12は詰日割から抽出した何人詰班がどれだけ振り分けられていたかをまとめたものである。結果的には寛政期にあつてはその多くが兩人詰であつたことがわかり、三人詰が四分の一強ほどで、ほぼ兩人詰と三人詰の組合せであつたことがわかる。なお四人詰という記載も見られるが、これは先に見た詰日割作成時における特異例と同様に、まもなく訪れる一統出仕日を見越して、いわば仮定的に配されたものであり、実際に四人で詰日を勤めている例は確認できなかった。

また多くの場合、一巡する間に示される各人の名前は同一詰日割内で一度限りの記載であ

るが、どの者も二度名前が示されている例が一九件見られた（先述の不規則な詰日割の例は除く）。この一九件を詳しく見ていくと、何れもが当勤之衆が奇数人数で構成され、すべて兩人詰の組であったことが分かった。内訳をみると表13の通りとなった。ここでの当勤之衆は五、七、九名でそれ以外は見られない。また当勤之衆が五名であるときはすべてこのパターンをとっており、兩人詰の組が五班つくられている。これに対して当勤之衆が七名であった場合、三人詰の組を一班、兩人詰の組を二班、合わせて三班で一巡させている例が三件あった。同様に当勤之衆が九名になると、三人詰の組を一班、兩人詰の組を三班にしている例が一〇件となっていた。この結果から当勤之衆が五名であれば兩人詰の組を五班にして構成し、当勤之衆が七名であれば、多くが兩人詰にして七班で輪番させる方法を採用し、当勤之衆が九名となると、逆に班数を減らした傾向にあった。参考までに一一名の場合が八件あったがすべてにおいて三人詰一班・兩人詰四班の計五班で一巡となるよう構成されていた。

### おわりに

本稿の最後に享和元年に同席衆で定めたとされる覚書を示し、詰衆の基本的な勤めである詰日をどのように果たしていかうとしていたかを見、その特徴を示すことで詰大名としての位置づけを行うこととしたい。覚書は以下のように全一二条からなっている<sup>①</sup>

#### 詰日割、助順覚

- 一 詰日割入候節、同席一統出仕日をハ相除、翌々日江割入候節、出仕日二候得者又其翌々日江割入申候事
- 一 參勤之御礼後其外共詰日・助共相勤候廻状差出、詰日割相極候上、初日之詰日二不時一統出仕等之義有之候

共不及割、直二詰日居置候事

一 參勤之御札相濟、詰日・助共可相勤廻状到来之節、詰日割翌々日江割入、助順者二筆江割合可申候、參勤後未助不相勤候者其以前二有之候得者、何人有之候共其次江割入可申候事

但詰日御人多之節者、其翌日江割入候而茂不苦候事

一大坂加番婦之者詰日助可相勤廻状到来之節、詰日・助共右參勤之節と同様之事

一家督後初而詰日助可相勤廻状到来之節、詰日者參勤後之通翌々日、助順ハ參勤後未不相勤候者之有無二不構、二筆江割入可申候、其以前二家督後未助不相勤候者有候得者、其次江割入可申候、且家督後詰日者相勤、助者暫斷、追而助可相勤廻状到来之節茂同様二候事

一初而 御目見相濟、前髮取候後詰日・助共可相勤廻状到来之節、詰日・助順ハ家督後之通二割入可申候事

一日光 御名代婦府後、詰日・助共可相勤廻状到来之節、詰日者翌々日江割入、助順者日光出立以前之所江割入可申候事

一兩山御法事勤番等二而詰日・助斷、其後詰日・助共可相勤廻状到来之節、詰日割助順共右日光婦府後と同様二候事

一病氣二而当分詰日・助斷、其外快致出勤候之旨廻状到来之節、詰日者翌日、助順者断以前之所江割入可申候、尤断中何レ茂一通り助相勤候得者、二筆江割入可申候、且産穢忌中等五日七日程二而相濟、出勤之節者詰日助急助共二元順江割入可申候事

但病氣快明日ハ出勤与有之候而茂、今日より与有之候而茂、廻状致到来候翌日江割入可申候、併廻状到来之翌日定式一統出仕日候得者、其翌日江割入可申候事

一 参勤之御礼以使者申上、直二当分詰日・助共断、其以後致出勤詰日・助共可相勤廻状到来之節、詰日者翌日江割入、助順者参勤之御礼申上未助相勤不申者有之候者、其次江割入可申候事

一 病後之御礼申上、詰日・助共可相勤廻状到来之節、詰日者翌日、助順者二筆江割入可申候事

但参勤後直引込、病後之御礼申上候者も同様候事

一 急助心得之日者詰日今翌々日之心得いたし、三人詰者三人二而割合、兩人詰者兩人二而割合可申候、尤一統出仕日ニ無相構割可申候事

但御人少之節者詰日之前日ニ而茂翌日ニ而茂割入不苦候事

右従前相用候帳面者当時之格ニ不相当、其上文言簡略之所茂有之候而分り兼候付、此度申談相極候事

松平主計頭

享和元年酉十一月 永井日向守

三浦志摩守

まずは本覚書が成立した経緯であるが、これまでも詰日割に関する帳面は存在していたが、「当時之格ニ不相当」であり「文言簡略之所」もあつて分かりにくいために改めたものとされている。

本文はすべて割入れ時における対応を示したもので、これまでに見てきた寛政期のそれと通じるものがあることがわかる。一条目から見っていくと、詰日を勤めるようになった場合、一統出仕日を除いた翌々日に割り入れられるように定めている。二条目、三条目はともに参勤後の割入れに関する条文中で、一統出仕日に絡んでの記述も見られる。さらに四条目・七条目・八条目がそれぞれ大坂加番、日光御名代、両山御法事と役儀関係からの割入れ事項となっている。それより前の五条目、六条目は本稿においては事例として確認はできていたが、分析できるだけの数が得

られなかったため、表中で示したのみとなっている、初めて詰日を勤める際の割入れ条項である。以上の事由では翌々日の割入れが基本であり、一統出仕日であればさらにもう一日後の割入れとすることを定めている。これはこれまで見られた寛政期の記録とも合致する。また、九条目以降は病気からの復帰に伴う割入れ事項であり、ここでも寛政期にあった翌日の割入れが明文化されていることが分かる。

以上、本稿においては詰衆の登城勤務に関して、大目付の日記から実数面を、詰衆自身の日記から詰日割をもとにした制度面を数量的に考察してきた。そこには平日勤務の詰日と、月次御札や各種の行事における一統出仕日とを分けて考える様子が見られた。とくに詰日を勤め出す時機をめぐっては、この一統出仕日を強く意識して詰日割に割入れられた。ここには個別勤務の詰日と全体勤務の一統出仕という構図があったとも考えられる。また別の意味でも一統出仕日は幕府に対して詰衆全体で勤める姿勢を示す場であると同時に、同席衆で詰日割の改正を話し合ったり、詰日心得として詰日ではない人物が勤務に当たったこととしたりと、平日勤務の詰日制度を支える調整的な役割も担っていたといえる。

なお、これまでは主に平日の詰日に焦点を当て、そこから詰衆の実態に迫るよう取り組んできたが、今後は一統出仕日についても考察していく必要があると思われる。そうすることにより幕府組織機構の中での詰衆というものをさらに明確にできることを期待したい。

## 註

(1) 拙著「詰衆の基礎的考察」〔『国士館史学』第一二号 二〇〇五年三月〕、「宝暦期詰衆の「詰日」と「外勤」」〔『国士館史学』第一七号 二〇一三年三月〕

- (2) 「安藤日記」(国立公文書館内閣文庫蔵)。ここでは重職者との比較ではなく、むしろ近接する役職者を取り上げたい。重職者の登城については荒川秀俊「柳當年中行事」に見えた老中・若年寄の登城」(『日本歴史』一七四 一九六二年一月)などがある。また奏者番については、所理喜夫「土浦土屋藩主歴代と江戸幕府奏者番」(『徳川権力と忠近世の地域社会』所収 岩田書院 二〇一六年五月)、高田綾子「江戸幕府奏者番の勤務実態に関する一考察—寛政元年「御奏者番日記」を中心に」(『聖心女子大学院論集』三三(一) 二〇一一年)、大友一雄「幕府奏者番にみる江戸時代の情報管理」(『史料館研究紀要』三五 二〇〇四年)などがあり、勤務実態について明らかにされているが、登城日数を数量的に扱ったものは見られない。
- (3) 「勤向日記」寛政五年一月三日条、「勤向日記」寛政一〇年六月十六日条、「御奏者番日記」寛政一〇年七月二日条(常陸国土浦 土屋家文書)(国文学研究資料館蔵)
- (4) 「年録」寛政八年二月七日条(国立国会図書館蔵)
- (5) 深井雅海・藤賢久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成』第一七巻 東洋書林、一九九七年一月
- (6) その内訳は永井日向守・板倉内膳正・酒井修理大夫・間部若狭守が一年交代、久世隠岐守が半年代である。
- (7) 「年録」寛政五年六月一八日条(国立国会図書館蔵)
- (8) 「勤向日記」寛政五年六月一八日条(常陸国土浦 土屋家文書)(国文学研究資料館蔵)
- (9) 前掲註(8) 参照
- (10) 「年録」寛政五年七月二八日条(国立国会図書館蔵)
- (11) 「勤向日記」寛政三年四月一日条(常陸国土浦 土屋家文書)(国文学研究資料館蔵)
- (12) 「勤向日記」寛政三年四月二〇日条(常陸国土浦 土屋家文書)(国文学研究資料館蔵)
- (13) 「勤向日記」寛政三年七月二八日条(常陸国土浦 土屋家文書)(国文学研究資料館蔵)
- (14) 「勤向日記」寛政四年二月一五日条(常陸国土浦 土屋家文書)(国文学研究資料館蔵)
- (15) 「勤向日記」寛政七年六月一三日条(常陸国土浦 土屋家文書)(国文学研究資料館蔵)
- (16) 「日記」寛政二年一月晦日条(常陸国土浦 土屋家文書)(国文学研究資料館蔵)
- (17) 「勤向日記」寛政三年一月一四日条(常陸国土浦 土屋家文書)(国文学研究資料館蔵)
- (18) 「日記」寛政二年二月二日条(常陸国土浦 土屋家文書)(国文学研究資料館蔵)

- (19) 前掲註(17) 参照
- (20) 「日記」寛政二年二月二十五日条(「常陸国土浦 土屋家文書」国文学研究資料館蔵)
- (21) 前掲註(20) 参照
- (22) 前掲註(20) 参照
- (23) 「雁之間席日記」寛政四年一月二十八日条(「常陸国土浦 土屋家文書」国文学研究資料館蔵)
- (24) 「勤向日記」寛政一〇年一月二〇日条(「常陸国土浦 土屋家文書」国文学研究資料館蔵)
- (25) 前掲註(24) 参照
- (26) 「勤向日記」寛政一〇年二月一三日条(「常陸国土浦 土屋」勤向日記」寛政三年四月二〇日条(「常陸国土浦 土屋家文書」国文学研究資料館蔵)
- 文学研究資料館蔵)
- (27) 前掲註(26) 参照
- (28) 「勤向日記」寛政七年五月一日条(「常陸国土浦 土屋家文書」国文学研究資料館蔵)
- (29) 「勤向日記」寛政五年二月二七日条(「常陸国土浦 土屋家文書」国文学研究資料館蔵)
- (30) 拙著前掲註(1) 参照。詰日割通りの勤務は四割程度であった。
- (31) 「勤向日記」寛政三年六月一三日条、「公私日記」寛政九年六月一日条(「常陸国土浦 土屋家文書」国文学研究資料館蔵)
- (32) 「勤向日記」寛政三年八月六日条(「常陸国土浦 土屋家文書」国文学研究資料館蔵)
- (33) 「勤向日記」寛政三年七月二六日条(「常陸国土浦 土屋家文書」国文学研究資料館蔵)
- (34) 「勤向日記」寛政三年七月二八日条(「常陸国土浦 土屋家文書」国文学研究資料館蔵)
- (35) 「雁之間席日記」寛政四年二月二〇日条(「常陸国土浦 土屋家文書」国文学研究資料館蔵)
- (36) 「雁之間席日記」寛政四年二月二八日条(「常陸国土浦 土屋家文書」国文学研究資料館蔵)
- (37) 「雁之間席日記」寛政四年四月二四日条(「常陸国土浦 土屋家文書」国文学研究資料館蔵)
- (38) 「雁之間席日記」寛政四年五月四日条、同七日条、同一〇日条、同一三日条(「常陸国土浦 土屋家文書」国文学研究資料館蔵)
- (39) 「雁之間席日記」寛政四年五月八日条(「常陸国土浦 土屋家文書」国文学研究資料館蔵)
- (40) 「雁之間席日記」寛政四年五月一日条(「常陸国土浦 土屋家文書」国文学研究資料館蔵)

- (41) 「詰日割・詰日割方（享和元年一月、詰日割助順堂）」（首都大学東京付属図書館所蔵、水野家文書）  
(42) 「御日記」寛政四年三月二十五日条（常陸国土浦 土屋家文書）（国文学研究資料館蔵）

表7 「常陸国土浦 土屋家文書」に見られる詰日割の構造表

番号	年月日	割入/除名	理由	組	当勤	型	兩人詰	三人詰	四人詰	作成者または 差出人	当該者	詰日割入箇所ほか摘要
1	2-11-30	割入	快復	4	10	I	2	2	0	戸田因幡守	朽木隠岐守	回状到来の翌日、翌々日が一統出仕のため三日後
2	2-12-16	割入	参勤	4	11	I	1	3	0	戸田因幡守	久世隠岐守、 土屋但馬守	回状到来の翌々日
3	2-12-22	除名	不調	4	10	I	2	2	0	戸田因幡守	酒井修理大夫	除く
4	2-12-25	割入	快復	4	11	I	1	3	0	戸田因幡守	松平備前守	回状到来の翌日
5	3-1-14	割入	快復	4	12	I	0	4	0	戸田因幡守	酒井修理大夫	回状到来の翌々日（翌日が一統出仕日のためか）
6	3-1-30	継続	不明	4	10	I	2	2	0	戸田因幡守	なし	月末には来月分の詰日割を発行したか。
7	3-2-9	割入	服忌	4	12	I	0	4	0	戸田因幡守	牧野内膳正	回状到来の翌日（忌中期間が10日程であるためか）
8	3-2-15	除名	御暇	4	10	I	2	2	0	不明	大久保山城守、 石川若狭守	除く
9	3-2-29	継続	不明	4	10	I	2	2	0	戸田因幡守	なし	月末には来月分の詰日割を発行したか。
10	3-3-22	除名	不調	4	9	I	3	1	0	戸田因幡守	久世隠岐守	除く
11	3-3-24	除名	服忌	4	8	I	4	0	0	戸田因幡守	酒井修理大夫	除く
12	3-3-30	割入	服忌	4	9	I	3	1	0	戸田因幡守	酒井修理大夫	回状到来の翌日が公家衆御返答の一統出仕日のため翌々日
13	3-4-10	継続	不明	4	8	I	2	2	0	戸田因幡守	不明	一統出仕日に調整したか。もしくは牧野内膳正が17日から日光祭礼奉行となるためか
14	3-4-20	割入	帰府	4	9	I	3	1	0	戸田因幡守	牧野内膳正	回状到来の翌々日
15	3-4-23	割入	快復	4	10	I	2	2	0	戸田因幡守	久世隠岐守	回状到来の翌日
16	3-4-28	割入	参勤	4	11	I	1	3	0	戸田因幡守	板倉内膳正	回状到来の翌々日
17	3-5-14	割入	服忌	4	10	I	2	2	0	戸田因幡守	青山下野守	回状到来の翌々日（翌日が一統出仕日のため）

番号	年月日	割入/除名	理由	組	当勤	型	兩人詰	三人詰	四人詰	作成者または 差出人	当該者	詰日割入箇所ほか摘要
18	3-5-15	除名	御暇	4	9	I	3	1	0	戸田因幡守・ 牧野内膳正	青山下野守	除く
19	3-5-25	割入	快復	4	10	I	2	2	0	戸田因幡守	朽木隠岐守	回状到来の翌日
20	3-6-1	継続	不明	4	10	I	2	2	0	間部若狭守・ 朽木隠岐守	なし	一統出仕日に調整
21	3-6-13	割入	参勤	4	13	I	0	3	1	間部若狭守・ 朽木隠岐守	なし	一統出仕日に調整
22	3-6-15	除名	御暇	3	8	I	1	2	0	永井日向守・ 三浦志摩守	土井能登守	除く
23	3-6-17	除名	不調	3	7	I	2	1	0	永井日向守・ 三浦志摩守・ 久世隠岐守	酒井修理大夫	除く
24	3-6-18	除名	服忌	3	6	I	3	0	0	永井日向守	久世隠岐守	除く
25	3-6-23	除名	服忌	8	5	▲	8	0	0	永井日向守	松平備前守	除く
26	3-7-21	割入	服忌	5	5	II	5	0	0	久世隠岐守	土屋但馬守	回状到来の翌日
27	3-7-23	割入	快復	3	6	I	3	0	0	久世隠岐守	永井日向守	回状到来の翌日
28	3-7-26	除名	不調	4	5	▲	4	0	0	永井日向守	久世隠岐守	除く
29	3-7-28	割入	参勤	7	7	II	7	0	0	三浦志摩守・ 土屋但馬守	本多伯耆守	回状到来から3日後(翌々日は 一統出仕日)
30	3-8-2	除名	不調	3	6	I	3	0	0	久世隠岐守	阿部伊勢守	除く
31	3-8-6	除名	不調	6	5	▲	6	0	0	本多伯耆守	久世隠岐守	除く
32	3-8-10	割入	快復	3	6	I	3	0	0	本多伯耆守	阿部伊勢守	回状到来の翌日
33	3-8-11	割入	快復	3	7	I	2	1	0	本多伯耆守	久世隠岐守	回状到来の翌日
34	4-1-17	割入	初而	4	9	I	3	1	0	(土屋但馬守)	内藤銀次郎	回状到来の翌々日
35	4-1-29	割入	快復	5	10	I	5	0	0	石川若狭守	増山河内守	回状到来の翌々日(翌日は一統 出仕日)
36	4-2-15	除名	御暇	4	8	I	4	0	0	本多伯耆守・ 三浦志摩守	大久保山城守・ 石川若狭守	除く
37	4-2-20	除名	服忌	6	7	▲	6	0	0	土屋但馬守	本多伯耆守	除く

番号	年月日	割入/除名	理由	組	当勤	型	兩人詰	三人詰	四人詰	作成者または 差出人	当該者	詰日割入箇所ほか摘要
38	4-2-21	除名	服忌	3	6	I	3	0	0	土屋但馬守	三浦志摩守	除く
39	4-2-27	割入	服忌	7	7	II	7	0	0	土屋但馬守	三浦志摩守	回状到来の翌日一統出仕、翌々日割入
40	4-2-28	除名	服忌	3	6	I	3	0	0	土屋但馬守	三浦志摩守	除く
41	4-閏2-4	割入	快復	3	7	I	2	1	0	土屋但馬守	阿部伊勢守	回状到来の翌日割入
42	4-閏2-11	割入	快復	4	8	I	4	0	0	(土屋但馬守)	本多伯耆守	回状到来の翌日割入
43	4-閏2-18	割入	服忌	4	9	I	3	1	0	土屋但馬守	三浦志摩守	回状到来の翌日割入
44	4-閏2-28	除名	不調	4	8	I	4	0	0	本多伯耆守・ 土屋但馬守	増山河内守	除く
45	4-3-1	除名	不調	7	7	II	7	0	0	土屋但馬守	阿部伊勢守	除く
46	4-3-6	除名	不調	3	6	I	3	0	0	土屋但馬守	久世隠岐守	除く
47	4-3-7	除名	不調	5	5	II	5	0	0	土屋但馬守	松平備前守	除く
48	4-3-9	除名	差控 伺	2	4	I	2	0	0	土屋但馬守	三浦志摩守	除く
49	4-3-10	割入	差控 伺	5	5	II	5	0	0	土屋但馬守	三浦志摩守	回状到来の翌日割入
50	4-3-22	割入	初而	3	6	I	3	0	0	土屋但馬守	牧野備中守	回状到来の翌々日割入
51	4-4-24	割入	帰府	4	7	▲	4	0	0	本多伯耆守	土屋但馬守	回状到来の3日後割入
52	4-5-15	割入・除名	快復・ 御暇	3	6	I	3	0	0	(増山河内守)	永井日向守	除く
53	4-5-17	除名	服忌	5	5	II	5	0	0	土屋但馬守	牧野備中守	除く
54	4-5-21	除名	服忌	2	4	I	2	0	0	土屋但馬守	増山河内守	除く
55	4-6-4	割入	服忌	3	6	I	3	0	0	土屋但馬守	土屋但馬守	回状到来の翌日割入
56	4-6-6	割入	快復	3	7	I	2	1	0	土屋但馬守	牧野佐渡守	回状到来の翌日割入
57	4-6-7	割入	服忌	4	8	I	4	0	0	土屋但馬守	牧野備中守	回状到来の翌日割入
58	4-6-11	割入	参勤	5	10	I	5	0	0	土屋但馬守・ 牧野備中守	間部若狭守・ 牧野周防守	回状到来の翌々日割入
59	4-6-13	除名	御暇	7	7	II	7	0	0	間部若狭守・ 牧野周防守	牧野備中守・ 本多伯耆守・ 牧野佐渡守	除く

番号	年月日	割入/除名	理由	組	当勤	型	兩人詰	三人詰	四人詰	作成者または 差出人	当該者	詰日割入箇所ほか摘要
60	4-6-19	割入	快復	4	8	I	4	0	0	土屋但馬守	朽木隠岐守	回状到来の翌日東叡山参詣、翌々日割入
61	4-7-1	割入・除名	参勤・御暇	7	7	II	7	0	0	土屋但馬守・松平備前守	青山下野守(参勤)、三浦志摩守(大坂加番御暇)	回状到来の翌々日割入
62	4-7-8	割入	服忌	4	8	I	4	0	0	土屋但馬守	牧野周防守	回状到来の翌日割入
63	4-7-16	除名	昇進	7	7	II	7	0	0	土屋但馬守・松平備前守	青山下野守	除く
64	4-7-18	割入	快復	4	8	I	4	0	0	土屋但馬守	土井能登守	回状到来の翌日若君御七夜祝儀一統出仕、翌々日割入
65	4-8-8	割入	快復	4	9	I	3	1	0	土屋但馬守	酒井修理大夫	回状到来の翌日割入
66	4-12-15	割入	参勤	5	12	I	3	2	0	牧野周防守・戸田因幡守	土屋但馬守、久世隠岐守	回状到来の翌々日紅葉山参詣、3日後割入
67	4-12-21	除名	不調	5	11	I	4	1	0	戸田因幡守	大久保山城守	除く
68	4-12-25	割入	快復	5	12	I	3	2	0	戸田因幡守・牧野周防守	石川若狭守	回状到来の翌日割入
69	5-1-11	割入	快復	5	13	I	2	3	0	牧野備中守・阿部駿河守	大久保山城守	回状到来の翌日割入
70	5-2-15	除名	御暇	4	10	I	2	2	0	土井能登守・内藤大和守	石川若狭守、大久保山城守、阿部駿河守	除く
71	5-2-29	継続	不明	4	10	I	2	2	0	戸田因幡守	なし	一統出仕日
72	5-3-25	割入	快復	4	11	I	1	3	0	戸田因幡守	松平備前守	回状到来の翌日割入
73	5-4-1	除名	不調	4	10	I	2	2	0	戸田因幡守	間部若狭守	除く
74	5-4-10	除名	御暇	4	9	I	3	1	0	戸田因幡守	松平備前守	除く
75	5-4-20	割入	帰府	4	10	I	2	2	0	戸田因幡守	松平備前守	回状到来の翌々日割入
76	5-4-29	継続	不明	4	10	I	2	2	0	戸田因幡守	なし	一統出仕日
77	5-5-19	除名	服忌	4	9	I	3	1	0	戸田因幡守	牧野周防守	除く

番号	年月日	割入/除名	理由	組	当勤	型	兩人詰	三人詰	四人詰	作成者または 差出人	当該者	詰日割入箇所ほか摘要
78	5-5-28	割入	快復	4	10	I	2	2	0	戸田因幡守	牧野周防守	回状到来の翌日割入
79	5-6-15	割入	参勤	5	13	I	2	3	0	松平備前守・ 板倉伊予守	牧野日向守、 牧野佐渡守、 増山河内守	回状到来の翌日一統出仕、翌々 日紅葉山参詣、牧野日向守、牧 野佐渡守翌々日割入、増山河内 守3日後割入
80	5-6-18	除名	御暇	7	7	II	7	0	0	増山河内守・ 板倉伊予守	戸田因幡守、 酒井修理大夫、 間部若狭守、 土井能登守、 牧野周防守	除く
81	5-6-18	不備	不備	4	8	I	4	0	0	土屋但馬守	内藤大和守	名前漏れ
82	5-7-2	除名	御暇	3	6	I	3	0	0	土屋但馬守	板倉伊予守	除く
83	5-7-8	除名	不調	5	5	II	5	0	0	土屋但馬守	久世隠岐守	除く
84	5-7-9	割入	快復	3	6	I	3	0	0	土屋但馬守	板倉内膳正	回状到来の翌日割入
85	5-7-28	割入	参勤	3	6	I	3	0	0	土屋但馬守	永井日向守	回状到来の翌日割入
86	5-7-28	除名	御暇	3	6	I	3	0	0	土屋但馬守	内藤大和守	除く
87	5-8-1	割入	快復	7	7	II	7	0	0	増山河内守・ 阿部駿河守	久世隠岐守	回状到来は29日で翌日は一統出 仕日、回状到来の翌々日割入
88	6-1-12	除名	不調	5	11	I	4	1	0	土屋但馬守・ 松平備前守	増山河内守	除く
89	6-1-15	継続	不明	5	11	I	4	1	0	土屋但馬守	なし	一統出仕日
90	6-1-18	割入	快復	5	12	I	3	2	0	土屋但馬守・ 阿部駿河守	増山河内守	回状到来の翌々日割入
91	6-3-9	割入	快復	5	11	I	4	1	0	土屋但馬守	牧野佐渡守	回状到来の翌日割入
92	6-4-1	継続	不明	5	11	I	4	1	0	本多伯耆守・ 三浦志摩守	なし	一統出仕日
93	6-5-26	除名	不調	4	8	I	4	0	0	土屋但馬守	本多伯耆守	除く
94	6-7-1	継続	不明	4	9	I	3	1	0	戸田因幡守・ 土井能登守・ 阿部駿河守	なし	一統出仕日

番号	年月日	割入/除名	理由	組	当勤	型	兩人詰	三人詰	四人詰	作成者または 差出人	当該者	詰日割入箇所ほか摘要
95	7-1-1	継続	不明	5	13	I	2	3	0	阿部駿河守・ 大久保山城守	なし	一統出仕日
96	7-5-5	除名	服忌	4	9	I	3	1	0	土屋但馬守・ 間部若狭守	久世大和守	除く
97	7-5-13	割入	服忌	4	9	I	3	1	0	酒井修理大夫	内藤大和守	回状到来の翌日割入
98	7-6-13	割入	参勤	5	12	I	3	2	0	朽木近江守・ 牧野内膳正	永井日向守、 板倉内膳正、 三浦志摩守	永井日向守回状到来から4日後、 板倉内膳正、三浦志摩守回状到 来の5日後
99	7-6-15	除名	御暇	5	5	II	5	0	0	板倉内膳正・ 永井日向守	土井能登守、 牧野内膳正、 酒井修理大夫、 朽木近江守、 間部若狭守	除く
100	7-7-7	割入	快復	3	6	I	3	0	0	土屋但馬守	久世大和守	回状到来の翌日割入
101	7-7-16	除名	不調	5	5	II	5	0	0	土屋但馬守	久世大和守	除く
102	7-7-20	割入	快復	3	6	I	3	0	0	土屋但馬守	青山大膳亮	回状到来の翌日割入
103	7-8-11	割入	快復	7	7	II	7	0	0	土屋但馬守	増山河内守	回状到来の翌日割入
104	7-12-15	割入	参勤	5	11	I	4	1	0	永井日向守	土屋但馬守、 久世大和守	回状到来の翌々日割入
105	7-12-21	割入	快復	5	12	I	3	2	0	土屋但馬守	増山河内守	回状到来の翌日割入
106	8-1-2	割入	不明	5	13	I	2	3	0	久世大和守	松平備前守	回状到来の3日後割入
107	8-2-5	割入	服忌	5	12	I	3	2	0	土屋但馬守	板倉内膳正	回状到来の翌日割入
108	8-2-15	除名	御暇	4	8	I	4	0	0	永井日向守・ 三浦志摩守	大久保山城守、 板倉伊予守、 石川中務少輔、 阿部駿河守	除く
109	8-2-22	割入	初而	4	9	I	3	1	0	土屋但馬守	阿部播磨守	回状到来の翌日割入
110	8-3-11	除名	不調	7	7	II	7	0	0	土屋但馬守	久世大和守	除く
111	8-3-15	割入	快復	4	8	I	4	0	0	土屋但馬守・ 永井日向守	本多伯耆守	回状到来の翌日一統出仕、翌々 日割入

番号	年月日	割入/除名	理由	組	当勤	型	兩人詰	三人詰	四人詰	作成者または 差出人	当該者	詰日割入箇所ほか摘要
112	8-6-2	割入	快復	4	8	I	4	0	0	土屋但馬守	久世大和守	回状到来の翌日割入
113	8-6-11	割入	参勤	6	15	▲	3	3	0	土屋但馬守・ 土井能登守	酒井修理大夫、 井上河内守、 間部若狭守、 内藤大和守、 牧野内膳正	酒井修理大夫、井上河内守翌々 日、間部若狭守、内藤大和守3 日後、牧野内膳正5日後
114	8-7-1	除名	御暇	9	9	II	9	0	0	(間部若狭守)	三浦志摩守、 土井能登守	除名、一統出仕日
115	8-8-1	継続	不明	9	9	II	9	9	0	朽木近江守・ 土屋但馬守	なし	変更なし
116	8-12-15	割入	参勤	5	12	I	0	5	0	松平備前守・ 内藤大和守	土屋但馬守、 久世大和守、 阿部播磨守	土屋但馬守、久世大和守3日後、 阿部播磨守4日後割入
117	9-1-3	割入	服忌	5	15	I	0	5	0	酒井修理大夫	朽木近江守	回状到来の翌日割入
118	9-4-1	継続	不明	5	13	I	2	3	0	内藤大和守・ 阿部播磨守	なし	一統出仕日
119	9-5-3	割入	服忌	5	13	I	2	3	0	酒井修理大夫	阿部播磨守	回状到来の翌日割入
120	9-6-11	割入	参勤	5	15	I	2	1	2	牧野内膳正	永井日向守、 板倉内膳正	永井日向守回状到来の翌々日割 入、板倉内膳正回状到来から3 日後割入
121	9-6-13	除名	御暇	4	9	I	3	1	0	永井日向守・ 大岡主膳正	酒井修理大夫、 朽木近江守、 秋元但馬守、 井上河内守、 牧野内膳正	除く
122	9-6-16	割入	快復	4	10	I	2	2	0	内藤大和守・ 土屋但馬守	背山大膳亮	回状到来の翌々日割入
123	9-7-1	除名	御暇	4	10	I	2	2	0	阿部播磨守・ 背山大膳亮	内藤大和守	除く
124	9-閏7-9	除名	服忌	4	8	I	4	0	0	土屋但馬守	増山河内守	除く

番号	年月日	割入／除名	理由	組	当勤	型	兩人詰	三人詰	四人詰	作成者または 差出人	当該者	詰日割入箇所ほか摘要
125	9-閏7-17	割入	服忌	4	9	I	3	1	0	増山河内守	増山河内守	回状到来の翌日割入
126	9-閏7-24	除名	服忌	6	8	▲	5	1	0	土屋但馬守	青山大膳亮	除く
127	9-閏7-28	除名	不調	4	8	I	4	0	0	阿部播磨守・ 増山河内守	阿部伊勢守	除く
128	9-8-1	割入	服忌	4	8	I	4	0	0	土屋但馬守	青山大膳亮	回状到来の翌日割入
129	9-12-15	割入	参勤	5	13	I	2	3	0	阿部駿河守・ 永井日向守	久世大和守、 阿部播磨守、 土屋但馬守、 大岡主膳正	久世大和守、阿部播磨守回状到来の翌々日割入、土屋但馬守、大岡主膳正回状到来の3日後割入
130	10-1-18	割入	快復	5	14	I	1	4	0	永井日向守	大久保山城守	回状到来の翌日割入
131	10-2-15	除名	御暇	5	12	I	3	2	0	石川中務少輔・ 青山大膳亮	板倉伊予守、 大久保山城守、 阿部駿河守	除く
132	10-4-8	除名	御暇	5	10	I	5	0	0	永井日向守	阿部播磨守	除く
133	10-4-12	除名	不調	4	9	I	3	1	0	永井日向守	久世大和守	除く
134	10-4-13	割入	快復	5	10	I	5	0	0	永井日向守	大岡主膳正	回状到来の翌日割入
135	10-4-24	割入	帰府	5	11	I	4	1	0	永井日向守	阿部播磨守	回状到来の翌々日割入
136	10-4-25	除名	差控 伺	5	10	I	5	0	0	永井日向守	阿部播磨守	除く
137	10-5-1	継続	不明	5	11	I	4	1	0	石川中務少輔・ 板倉内膳正	なし	一統出仕日
138	10-6-11	割入	参勤	5	14	I	1	4	0	阿部播磨守・ 三浦志摩守	牧野内膳正、 酒井修理大夫、 井上河内守	牧野内膳正回状到来の翌日割入、酒井修理大夫回状到来の翌々日割入、井上河内守回状到来の3日後割入

国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」により作成